

財団法人ふくしま市町村建設支援機構 安全衛生管理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）により、財団法人ふくしま市町村建設支援機構（以下「支援機構」という。）の職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進する。

(管理義務)

第2条 支援機構は、安全衛生管理体制を確立し、機械設備、作業環境、作業方法等について、労働災害の防止並びに健康障害の防止上必要な措置を講じ、快適な職場環境の実現を図るとともに、職員の安全確保及び健康の保持増進に努めるものとする。

(遵守義務)

第3条 職員は、この規程及び安全衛生に関し支援機構が定めた事項を遵守し、業務上の災害及び職場における健康障害を防止し、良好な安全衛生環境の保持に努めなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(衛生管理者の選任)

第4条 理事長は、本部職員のうちから、法第12条第1項で規定する衛生管理者を選任するものとする。

(衛生管理者の職務)

第5条 衛生管理者は、次の各号の職務を行う。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の衛生のための教育に関すること。
- (3) 健康診断の受診の促進及びその他健康の保持増進のための措置に関すること。

こと。

(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策で衛生に係るものに関すること。

(衛生推進者の選任)

第6条 理事長は、各出先機関ごとに、それぞれ勤務する職員のうちから、法第12条の2第1項で規定する衛生推進者を選任するものとする。

(衛生推進者の職務)

第7条 衛生推進者は次の各号の職務を行う。

(1) 施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。

(2) 作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。

(3) 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。

(4) 安全衛生教育に関すること。

(5) 異常な事態における応急措置に関すること。

(6) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(健康管理医の選任)

第8条 理事長は、法第13条第1項の産業医として健康管理医を選任しなければならない。

(健康管理医の職務)

第9条 健康管理医は、次の各号の職務を行う。

(1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

(2) 作業環境の維持管理に関すること。

(3) 作業の管理に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。

(5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

(6) 衛生教育に関すること。

(7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

第3章 衛生委員会

(衛生委員会の設置)

第10条 支援機構は、法第18条第1項で規定する衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の調査審議事項)

第11条 委員会は、次の各号の事項を調査審議する。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(委員会の構成員)

第12条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 副理事長 | 1名 |
| (2) 事務局長 | 1名 |
| (3) 部長 | 2名 |
| (4) 衛生管理者 | 1名 |
| (5) 衛生推進者 | 出先機関から1名 |
| (6) 職員代表者 | 2名 |

2 委員会の議長は副理事長が務めるものとし、副理事長に事故があるときは、事務局長が代理する。

3 第1項第4号及び第6号に掲げる委員は、職員の過半数を代表する者の推薦があった者でなければならない。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員の交代による後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 増員により選任された委員の任期は、現委員の残任期間とする。

(委員会の開催)

第14条 委員会は、毎月 1 回開催する。

(委員会の召集)

第15条 委員会は、議長が召集する。

(定 足 数)

第16条 委員会は、委員数の半数以上の出席がなければ、開会することができない。

(記 録)

第17条 委員会における審議事項で重要なものは、事務局で記録を作成し、3 年間保存するものとする。

(事 務 局)

第18条 事務局は、総務企画課に置く。

(安全管理者の教育)

第19条 支援機構は、衛生管理者及び衛生推進者に対し、安全衛生の水準の向上を図るため、教育、講習等を受ける機会を与えるように努めなければならない。

第 4 章 危険・健康障害防止措置

(機械・器具等の取扱)

第20条 機械・器具等に故障や異常を発見した場合は、直ちに担当責任者または、上司に報告しなければならない。

(機械・器具等の点検)

第21条 職員は使用前に必ず自己の担当する機械、器具等の点検を行い、安全を確認した上で作業を開始し、終業時には所定の手入れを行って退社しなければならない。

(健康障害の防止措置)

第22条 危険又は有害のおそれのある作業に従事する者は、必要に応じ次の各号の保護用具を使用しなければならない。

- (1) 作業帽
 - (2) 安全靴
 - (3) 粉塵マスク
 - (4) その他安全上必要な用具
- (災害発生時の措置)

第23条 職員は災害又はその他緊急事態を発見し、又は事故を起こしたときは、
臨機の措置を取るとともに、速やかに関係者に通報し、かつ上司に報告しなければならぬ。

(課長・所長の責務)

第24条 課長・所長は、理事長、産業医、衛生管理者の指示に基づいて、課・
所内の安全衛生管理を推進して、労働災害の防止に努めるものとする。

第5章 安全衛生教育

(雇入れ時等の安全教育)

第25条 支援機構は、職員を雇い入れたとき、又は作業内容を変更したときは、
職員に対し従事する業務に関して、安全又は衛生のための必要な次の各号の
教育を行わなければならない。

- (1) 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する
こと。
- (2) 安全装置、有害物質抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法
に関すること。
- (3) 作業手順に関すること。
- (4) 作業開始時の点検に関すること。
- (5) 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- (6) 整理・整頓及び清潔の保持に関すること。
- (7) 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必
要な事項

(衛生教育に関する記録と保存)

第26条 前条各号に係る衛生教育を行った時は、その内容を記録し3年間保存しなければならない。

第6章 健康の保持増進のための措置

(健康診断)

第27条 支援機構が行う健康診断は、胸部健康診断、結核健康診断、一般定期健康診断、新規採用職員健康診断、人間ドック健康診断とする。

2 胸部健康診断は、すべての職員に対し毎年1回定期に行う。

3 結核健康診断は、健康診断の際、結核の疑いがあると診断された職員について、当該健康診断後おおむね6月後に行う。

4 一般定期健康診断は、人間ドック健康診断に該当しない職員に対し、毎年1回定期に行う。

5 新規採用職員健康診断は、新規採用職員の雇い入れ時に行う。

6 人間ドック健康診断は別に定める職員に対し、毎年1回定期に行う。

第28条 理事長は、当該職員が定められた期間内に健康診断を受診できるように配慮しなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第29条 理事長は、健康診断の通知を受けたときは、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康診断個人票)

第30条 理事長は、職員の健康管理に関する指導に活用するため、前条の職員の健康診断の結果について健康診断個人票を作成し、これを5年間保存しなければならない。

(健康診断の事後措置)

第31条 理事長は第30条の通知により判定された区分に応じ、健康管理医の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、職員の実情を考慮して適切な措置をとらなければならない。

(体育活動等についての便宜供与等)

第32条 理事長は、職員の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第33条 職員の健康管理業務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日に変更して施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日議決)

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日議決)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日議決)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。